

2025年度

札幌大谷大学

札幌大谷大学短期大学部

おおたに減免ガイド

おおたに減免制度について.....	2
高等教育の修学支援新制度について.....	2
申請要件.....	3
審査内容.....	3
申請手続.....	3
資格の取消し.....	6
他制度との併用について.....	6
高等教育の修学支援新制度の申請について.....	6
減免額.....	7
対象人数.....	7
モデルケース.....	8
おおたに減免に関するQ&A	11

個人情報の取り扱いについて

申請に際し、提出された個人情報は、個人情報保護の観点から次の目的以外には使用しません。

- 1 授業料減免審査に関わること
- 2 授業料減免結果の発送

おおたに減免制度について

「おおたに減免」は出願前の事前申請が必須です。

POINT

- 01 家計支持者の合計年収が500万円未満(*1)であれば申請可能
- 02 採用された場合は授業料の50%または25%を免除
- 03 人数制限なし
(本学の入学者選抜に合格し、審査基準を満たした者全員減免)
- 04 出願前に減免結果が分かります(*2)
- 05 最長 大学4年間の減免が可能(*3)

*1 給与・年金収入以外の者は、所得 150 万円未満

*2 減免の可否及び減免率を出願前に知ることができます。

*3 入学後は毎年申請が必要です。

審査内容は？

家計支持者の年収、就学している兄弟姉妹の人数、兄弟姉妹等の通学状況(公立・私立)、自宅通学・自宅外通学等、家計状況をもとに本学が定める審査基準により減免率を決定します。

高等教育の修学支援新制度について

2020 年度から開始した国の高等教育の修学支援新制度に対応する「給付型奨学金と入学科・授業料減免制度」を実施しています。

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象となりますので、対象世帯の方は申請時期になりましたら所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、おおたに減免の申請をした方で、本学への入学意志がある、または入学が決定した方は減免結果の可否に関わらず、本制度の申請をしていただく必要があります。本学への手続きは合格後(入学前)及び入学後にそれぞれ行っていただきます。

高等教育の修学支援新制度の詳細はこちら



https://www.sapporo-otani.ac.jp/information_exam/17755/

おおたに減免制度

本学の入学者選抜の合格者で、入学意志があるにも関わらず、経済的理由により授業料の納付が困難である者に対し、授業料の50%または25%を免除します。

申請要件

本学への入学意志があるにも関わらず、経済的理由により授業料の納付が困難である者、かつ申請者本人と生計を一にする家計支持者の合算した収入（給与・年金収入以外の者は所得）の合計が、以下の基準を満たす者。なお、審査基準となる収入（給与・年金収入以外の者は所得）は原則として2023年1月1日から12月31日の内容のものとする。

- 1 給与・年金収入のみの場合：収入500万円未満
- 2 1以外の場合：所得150万円未満
- 3 給与・年金収入及び事業所得等の両方がある場合は、合算した収入・所得とし、基準は上記2で判断します。

※家計支持者のうち、収入・所得が多い方から2名を記載してください。

審査内容

申請者本人と生計を一にする家計支持者の合算した収入（給与・年金収入以外の者は所得）及び学生本人の家計状況（母子家庭・父子家庭、就学している兄弟姉妹の通学状況（公立・私立）、自宅通学・自宅外通学の見込み等）を総合的に判定し、本学が定める一定基準以下の者に対し、授業料を減免します。

なお、原則として申請時及び審査時の収入は、2023年1月1日～12月31日の内容により判定しますが、婚姻、転職、失業等により、家計の状況が申請時に大きく変わっている場合は、「おおたに減免確認事項記入票」票6の12に特記事項として詳細を記載のうえ、家計が変動したことがわかる書類の写し等（2023年及び2024年の内容のもの）を添付してください。

※収入や家計状況の参考としてモデルケースをご確認ください。

申請手続

1 申請期間

申請する受験生は、ご自身が出願する前の申請期間に書類を提出してください。

	申請期間	審査結果通知日（郵送）	申請可能な選抜区分
①	2024年8月1日（木）～8月23日（金）必着	2024年9月20日（金）発送	全ての選抜区分
②	2024年11月18日（月）～11月29日（金）必着	2024年12月23日（月）発送	音楽学科総合型選抜③、④ 一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期（保育科は一般選抜） 大学入学共通テスト利用選抜Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期 自己推薦型選抜 研究生（前期）入学者選抜 専攻科入学者選抜Ⅲ期 ※上記以外の選抜で出願した方は申請できませんのでご注意ください。

【注意】

- ・出願後の申請や期間外の書類提出は受付できません。
- ・高校2年生以下の方は申請いただけませんのでご注意ください。

2 申請方法

申請期間中に必要書類を提出してください。

3-1 申請書類（申請者が必ず提出する書類）

対象者	申請書類	注意事項
全員	おおたに減免申請書	本学所定の様式を使用
全員	おおたに減免確認事項記入票	本学所定の様式を使用（全6ページ）
全員	世帯全員分の住民票	1 申請日から起算して3ヵ月以内のもの 2 「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」等と記載されたもの 3 続柄の記載されたもの 4 個人番号（マイナンバー）を記載した住民票は提出しないでください。
給与収入者	源泉徴収票 (家計支持者とともに就業している場合、両方必要です。)	2023年（令和5年）1～12月の内容のもの ※ 複数の事業所で勤務している場合や転職等をした場合は、全ての事業所の源泉徴収票が必要です。
給与・年金収入以外の所得者	下記1、2のいずれか 1 確定申告書（控）の写し 2 都道府県民税・市町村民税申告書（控）の写し	2023年（令和5年）1～12月の内容のもの ※ 原則として税務署若しくは都道府県または市町村の受付印が押印されているものに限りま。

3-2 申請書類（該当者が提出する書類）

	対象者	申請書類	注意事項
①	2023年から継続して家計支持者のいずれか、または両方が無職の者	令和6年度（令和5年分）非課税証明書または所得金額0円と記載のある所得証明書	
②	2024年中に家計支持者のいずれか、または両方が無職となった者	雇用保険受給中または受給を終了した場合⇒P.5 ⑩参照 雇用保険を受給していない場合⇒右記参照	次の1、2すべて 1 収入（所得）に関する申立書（所定様式） 2 公共職業安定所（ハローワーク）が発行する離職票-1、2または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し（最終の勤務先で雇用保険の被保険者でなかった場合は、在職期間証明書（任意様式。最終の勤務先の証明印が必要となります。））
③	家計支持者のいずれか、または両方が2024年1月以降に就職（転職）し、申請時点で2024年源泉徴収票を提出できない者	下記1、2のいずれか 1 収入見込証明書 2 2024年の全ての給与明細の写し（賞与がある場合は賞与を含む）	収入見込証明書は所定様式を使用、または勤務先が発行した様式でも構いません（必要な記載内容は所定様式に準じます）。勤務先の証明印が必要となります。
④	2024年1月以降に自営業を始めた者	2024年の帳簿等の写し	収入金額や必要経費が記載してあるもの。

	対象者	申請書類	注意事項
⑤	2024年1月以降に自営業をやめた者	下記1、2すべて 1 個人事業の廃業等届出書 2 (廃業するまでの) 2024年の帳簿等の写し	帳簿等の写しは収入金額や必要経費が記載してあるもの。
⑥	家計支持者が別居している者	下記1、2すべて 1 単身赴任であることを確認できる書類1点 (別居している本人の住民票、辞令の写し等) 2 単身赴任経費に関する領収書の写し	対象となるのは住居・光熱・水道・家具・家事用品です。引越代、食費、電話代、駐車場代、ガソリン代等は対象外です。
⑦	年金収入がある者	年金通知書または年金額改定通知書の写し	日本年金機構等が発行するもの。年額を給与とみなします。 2023年(令和5年)1~12月の内容のもの
⑧	障がい者がいる者	障がい者手帳の写し	都道府県、市町村が発行するもの。
⑨	傷病手当金を受給している者	傷病手当金通知書の写し	加入している健康保険組合が発行するもの。給与とみなします。 2023年(令和5年)1~12月の内容のもの
⑩	雇用保険を受給中または受給を終了し、現在無職の者	雇用保険受給資格者証の写し(表裏)	公共職業安定所(ハローワーク)が発行するもの。
⑪	生活保護を受給している者	生活保護決定通知書等、受給月額がわかるものの写し	市町村が発行するもの。年額を給与とみなします。 2023年(令和5年)1~12月の内容のもの
⑫	各種手当(児童扶養手当、児童手当等)を受給している者	各種通知書の写し	市町村が発行するもの。 2023年(令和5年)1~12月の内容のもの
⑬	申請者本人が施設等に在籍している者	施設在籍証明書	施設が発行した様式を使用してください。
⑭	申請者が里親による養育を受けている者	児童(里親)委託証明書	市町村が発行するもの。
⑮	長期療養中の者がいる者	下記1~3すべて 1 診断書(原本) 2 療養支出金額を明示した領収書の写し(過去6ヵ月分) 3 療養に必要な今後1年間の支出金額計算表(所定様式)	申請日現在において6ヵ月以上にわたる長期療養中の者、または療養見込みの者を対象とします。 療養支出金額を明示した領収書について、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除きます。
⑯	この1年間に火災・風水害、または盗難等の被害を受けたことがあり、長期(2年以上)に渡って支出の増加または収入の減少がある(見込まれる)者	被害を受けたことの証明書	罹災証明書、盗難届の証明書(届出受理番号)と被害により生じた実費を証明する領収書の写し。
⑰	2023年から2024年にかけて大きく家計に変動があった者	家計が変動したことがわかる書類の写し等(2023年及び2024年の内容のもの)	「おたに減免確認事項記入票」票6の12に特記事項として詳細を記載してください。
⑱	その他		入試広報課へお問合せください。

4 申請先

〒065-8567 札幌市東区北16条東9丁目1-1
札幌大谷大学 入試広報課 宛

※封筒に「おおたに減免申請」と明記して簡易書留で郵送してください。

5 お問い合わせ

011-742-1643 (入試広報課直通)
nyushi@sapporo-otani.ac.jp
受付 平日9:00～17:00 (2024年8月13日～8月16日は休業です。)

資格の取消し

授業料減免採用者に次の事由がある場合、その資格を取消すものとします。

- 1 他大学等への転学、休学、退学または除籍されたとき
- 2 申請時の提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- 3 学則により懲戒処分を受けたとき
- 4 長期間に渡り欠席し、学業継続の意思がないと認められたとき
- 5 その他、性行不良等で不適格と認められたとき

他制度との併用について

おおたに減免制度の適用者が特待生試験に合格した場合は、特待生試験の減免額が適用されます。

高等教育の修学支援新制度の申請について

おおたに減免の申請をした方で、本学への入学意志がある、または入学が決定した方は減免結果の可否に関わらず、高等教育の修学支援新制度の申請をしていただく必要があります。本学への手続きは合格後（入学前）及び入学後にそれぞれ行っていただけます。詳細は本学ホームページをご確認ください（下記QRコードからご確認くださいだけです）。

おおたに減免と高等教育の修学支援新制度のどちらも対象になった場合は、金額の多い方いずれかを採用します。併用はできませんのでご注意ください。

https://www.sapporo-otani.ac.jp/information_exam/17755/



減 免 額

2025年度の授業料の50%または25%

※入学科、教育充実費、委託諸費は、本制度における減免の対象とはなりません。

※本学が定める審査基準を満たした場合、最長で大学4年間減免が適用されます（毎年申請が必要です）。

納付金

学 科	内 訳	正規学費	50%減免	25%減免
音楽学科	入 学 料	200,000	200,000	200,000
	授 業 料	1,200,000	600,000	900,000
	教育充実費	400,000	400,000	400,000
	委 託 諸 費	23,960	23,960	23,960
	初 年 度 計	1,823,960	1,223,960	1,523,960
	4 年 間 合 計	6,666,460	4,266,460	5,466,460
美術学科	入 学 料	200,000	200,000	200,000
	授 業 料	900,000	450,000	675,000
	教育充実費	400,000	400,000	400,000
	委 託 諸 費	23,960	23,960	23,960
	初 年 度 計	1,523,960	1,073,960	1,298,960
	4 年 間 合 計	5,466,460	3,666,460	4,566,460
地域社会学科	入 学 料	200,000	200,000	200,000
	授 業 料	700,000	350,000	525,000
	教育充実費	250,000	250,000	250,000
	委 託 諸 費	23,960	23,960	23,960
	初 年 度 計	1,173,960	823,960	998,960
	4 年 間 合 計	4,066,460	2,666,460	3,366,460
保育科	入 学 料	200,000	200,000	200,000
	授 業 料	800,000	400,000	600,000
	教育充実費	200,000	200,000	200,000
	委 託 諸 費	21,580	21,580	21,580
	初 年 度 計	1,221,580	821,580	1,021,580
	2 年 間 合 計	2,249,080	1,449,080	1,849,080
専攻科保育専攻	入 学 料	200,000	200,000	200,000
	授 業 料	400,000	200,000	300,000
	教育充実費	200,000	200,000	200,000
	委 託 諸 費	21,580	21,580	21,580
	初 年 度 計	821,580	621,580	721,580
	2 年 間 合 計	1,449,080	1,049,580	1,249,580

※本学卒業生は、専攻科保育専攻の入学科が免除となります。

対 象 人 数

本学が実施する入学者選抜に合格したうえで、本学が定める審査基準を満たした者全員

モデルケース

おおたに減免は家計支持者の収入だけではなく、家族数や家計の状況、兄弟姉妹の通学状況等により総合的に判断します。減免が適用となる場合、ならない場合の例として、下記のモデルケースをご参照ください。なお、入学する学科の授業料も考慮するため、同じ家族構成、収入、家計状況であっても、入学する学科によって減免率が異なることがあります。

【音楽学科・美術学科】

50%減免となる場合（音楽：-600,000円/年、美術：-450,000円/年）

- [例①] 5人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収350万円）、母（パート：年収100万円）、
弟（私立高校生：自宅外通学）、弟（中学生）
- [例②] 3人世帯 本人（自宅外から通学予定）
母（会社員：年収315万円）、妹（私立高校生：自宅通学）
- [例③] 5人世帯 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収440万円）、母（パート：年収50万円）
兄（私立大学生：自宅通学）、弟（公立高校生：自宅通学）

学科により減免率が異なる場合（音楽50%減免：-600,000円/年、美術25%減免：-225,000円/年）

- [例④] 4人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収280万円（単身赴任中））、母（パート：年収40万円）、妹（私立高校生：自宅外通学）
- [例⑤] 5人世帯 本人（自宅から通学予定）
父母（自営業：年間所得145万円）、妹（公立高校生：自宅通学）、弟（中学生）
- [例⑥] 5人世帯 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収410万円）、母（パート：年収80万円）、弟（公立高校生：自宅通学）、妹（中学生）

25%減免となる場合（音楽：-300,000円/年、美術：-225,000円/年）

- [例⑦] 4人世帯 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収320万円）、母（パート：年収60万円） 弟（私立高校生：自宅通学）
- [例⑧] 2人世帯 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収335万円）
- [例⑨] 4人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収490万円）、母（専業主婦：収入なし） 兄（私立大学生：自宅外通学）
- [例⑩] 3人世帯 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収380万円）、妹（公立高校生：自宅通学）
- [例⑪] 5人世帯 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収470万円）、母（パート：年収25万円）、弟（公立高校生：自宅通学）、弟（中学生）

【地域社会学科・保育科】

50%減免となる場合（地域社会学科：－350,000円/年、保育科：－400,000円/年）

- [例①] 5人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収350万円）、母（パート：年収100万円）、
弟（私立高校生：自宅外通学）、弟（中学生）
- [例②] 3人世帯 本人（自宅外から通学予定）
母（会社員：年収295万円）、妹（私立高校生：自宅通学）
- [例③] 5人世帯 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収400万円）、母（パート：年収50万円）、
兄（私立大学生：自宅通学）、弟（公立高校生：自宅通学）

25%減免となる場合（地域社会学科：－175,000円/年、保育科：－200,000円/年）

- [例④] 4人世帯 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収310万円）、母（パート：年収40万円）、弟（私立高校生：自宅通学）
- [例⑤] 2人世帯 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収320万円）
- [例⑥] 4人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収490万円）、母（専業主婦：収入なし）、兄（私立大学生：自宅外通学）
- [例⑦] 3人世帯 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収360万円）、妹（公立高校生：自宅通学）

学科により減免率が異なる場合（地域社会学科25%減免：－175,000円/年、保育科50%減免：－400,000円/年）

- [例⑧] 5人世帯 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収470万円）、母（パート：年収25万円）、弟（公立高校生：自宅通学）、弟（中学生）

【専攻科保育専攻】

50%減免となる場合（－200,000円/年）

- [例①] 5人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収350万円）、母（パート：年収100万円）、
弟（私立高校生：自宅外通学）、弟（中学生）
- [例②] 3人世帯 本人（自宅外から通学予定）
母（会社員：年収265万円）、妹（私立高校生：自宅通学）
- [例③] 5人世帯 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収330万円）、母（パート：年収50万円）、
兄（私立大学生：自宅通学）、弟（公立高校生：自宅通学）

25%減免となる場合（－100,000円/年）

- [例④] 4人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収315万円）、母（パート：年収60万円）、弟（私立高校生：自宅通学）
- [例⑤] 2人世帯 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収280万円）
- [例⑥] 4人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収450万円）、母（専業主婦：収入なし）、兄（私立大学生：自宅外通学）
- [例⑦] 3人世帯 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収330万円）、妹（公立高校生：自宅通学）
- [例⑧] 5人世帯 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収430万円）、母（パート：年収25万円）、弟（公立高校生：自宅通学）、弟（中学生）

授業料減免とならない場合【全学科共通】

- [例①] 4人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収445万円）、母（パート：年収50万円）、弟（公立高校生：自宅通学）
- [例②] 4人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収495万円）、母（専業主婦：収入なし）、弟（私立高校生：自宅通学）
- [例③] 2人世帯 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収410万円）
- [例④] 2人世帯 本人（自宅外から通学予定）
母（会社員：年収470万円）
- [例⑤] 3人世帯 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収460万円）、妹（公立高校生：自宅通学）
- [例⑥] 3人世帯 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収415万円）、母（パート：年収80万円）

おおたに減免に関する

Q & A

Q1. 母子家庭ですが、申請すれば減免になりますか。

特別な事情がある世帯（母子家庭、父子家庭、生活保護世帯、障がい者のいる世帯等）は、既定の控除を行います。収入や家計の状況により、本学が定める基準に達しなかった場合は、減免とはなりません。

Q2. 申請期間に提出するのを失念してしまいました。申請期間後に提出することはできますか。

申請期間後に提出することはできません。また、収入や家計状況の確認書類は、官公庁や企業により発行まで時間がかかる場合がありますので、余裕を持って準備してください。

Q3. 申請書類は写しを提出しても良いですか。

おおたに減免申請書、おおたに減免確認事項記入票、住民票、所得証明書（(非)課税証明書）、押印が必要なもの（収入見込証明書、在職期間証明書等）、診断書、罹災証明書等は原本が必要となります。領収書や各種通知書は写しでも構いません。

Q4. モデルケースとほぼ同じ家族構成、収入、家計状況ですが、そのとおりの減免率になりますか。

障がい者や長期療養中の方がいる場合や、各種手当を受給している場合等、モデルケースどおりの家族構成、収入、家計状況であっても、採否結果及び減免率が異なることがあります。

Q5. 大学生の兄、高校生の弟、中学生の妹がいます。在学証明書が必要でしょうか。

兄弟姉妹の在学証明書は、提出の必要はありません。ただし、住民票等で本人確認できない場合は、提出していただく場合があります。

Q6. 母が専業主婦です。何か提出する書類はありますか。

収入が無いことを証明する書類が必要です。P.4 の①及び②を参照してください。

Q7. 父の年収は500万円未満ですが、母の年収を合計すると500万円を超えてしまいます。申請はできますか。

家計支持者の合計年収が500万円を超えているので、申請はできません。

Q8. 父は自営業で所得100万円、母は給与収入100万円です。申請できますか。

給与・年金収入及び事業所得等の両方がある場合は、合算した収入・所得とし、150万円を超えているので、申請はできません。

Q9. 2023年の父の収入が2022年に比べ激減しました。この場合、2023年の収入で審査してもらえますか。

特別な事情により家計の急変があった場合、収入の変動がわかる書類（写）を添付のうえ、「おおたに減免確認事項記入票」票6の12に特記事項を記入してください。なお、国の緊急支援策等の給付金の受給額は収入額に含みません。また、申請時点で継続して6ヶ月以上療養中（長期療養者）の場合は、P.5 の⑯を参照してください。

Q10. 住宅を購入したばかりでローンがあり、さらに父の趣味が高じて少し借金もあります。考慮されますか。

おおたに減免制度は、借金の多い家庭に対するものではないので、考慮しません。

Q11. 単身赴任中の父と道外の大学に進学した兄がいます。この場合、生計を一にしている家族と考えられますか。

現在一緒に住んでいなくても単身赴任中の父の収入で生活をしている、道外の大学にいる兄に仕送りをしている場合等は生計を一にしていると考えます。

P.5 の⑥を参照してください。この場合、父と兄の住民票、兄の在学証明書が必要です。

Q12. 入学者選抜において高得点だった者の方が減免されやすいでしょうか。

本学の入学者選抜に合格することが前提となりますが、高得点の者の方が減免になりやすいということはありません。

Q13. (非)課税証明書(所得証明書)を提出する必要がありますが、市役所で発行できないと言われました。提出しなくてもいいですか。

当該年(その前年内容分)の(非)課税証明書(所得証明書)は、当該年の1月1日に居住していた自治体で発行されます。それ以降に引っ越された方は前の住所の自治体に問合せください。また、所得の申告をしていなければ、課税証明書が発行されない場合があります。自治体に問合せ、申告を行い、課税証明書を発行してもらうか、非課税証明書を発行してもらってください。

Q14. 住民票に記載している住所が現在住んでいる住所と違いますが、どうしたら良いでしょうか。

現住所を証明する書類(アパートの契約書の写し等)を提出してください。

Q15. 別居している社会人の兄がいますが、住民票を異動していないため、住民票に兄の名前が載っています。どうしたら良いでしょうか。

家族の人数から除いて構いません。ただし、別生計であることを確認するため、兄の現住所を確認できる書類(公共料金の領収書の写し、アパートの契約書の写し等)を提出してください。

Q16. 父が失業し、次の仕事が見つかるまで、短期間のアルバイトをしており、わずかながら収入があります。それらについても、収入を確認できる書類の提出が必要ですか。

必要です。P.4の③を参照してください。

Q17. 日本学生支援機構に奨学金の申込みをする予定ですが、奨学金の申込みをしてもおたに減免の申請はできますか。

奨学金の申込みをしている場合でもおたに減免の申請は可能です。また、授業料を減免されることとなった者が、奨学金の採用が決まった場合でも、資格の取消し事項にあたる場合を除き、おたに減免の決定が取消されることはありません。